

## 色麻町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

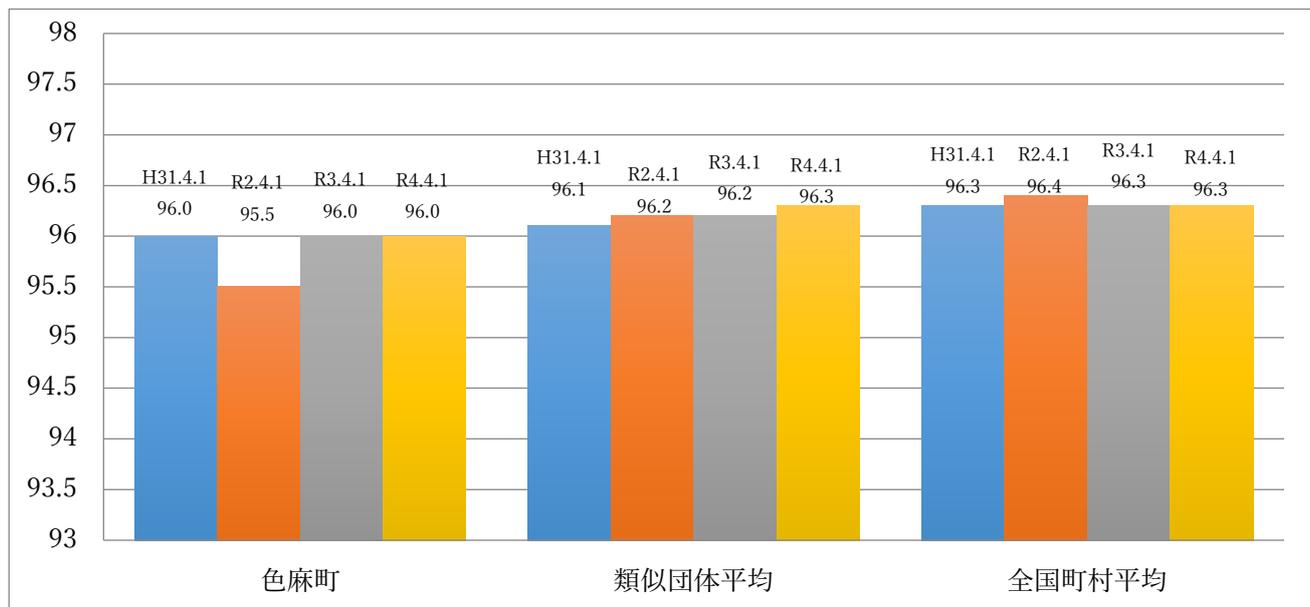
区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)令和2年度の 人件費率
令和 3年度	人 6,523	千円 4,951,872	千円 132,257	千円 963,214	% 19.5	% 17.3

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				計 B	(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
令和 3年度	人 98	千円 337,677	千円 44,312	千円 145,866	千円 527,855	千円 5,386	千円 5,538	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( ) 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和3年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ① 給料表の見直し

[ 実施 ]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.7%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

##### ② 地域手当の見直し

実施内容

(支給割合) 色麻町：支給対象外地域 ※国と同様に見直しを実施。支給該当地域に勤務した場合、その割合に応じて支給。

(実施時期) 平成27年4月1日

##### ③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
色麻町	38.9歳	276,700円	316,500円	298,650円
宮城県	42.1歳	317,441円	434,314円	353,417円
国	42.7歳	323,711円	—	405,049円
類似団体	40.8歳	299,130円	348,372円	323,527円

#### ② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B
色麻町	54.6歳	5人	269,200円	283,700円	279,780円	—	—	—	—
うち調理員	55.6歳	2人	239,200円	242,580円	239,200円	調理士	45.5歳	242,400円	1.00
うち用務員	54.1歳	3人	289,167円	315,922円	306,833円	用務員	49.1歳	236,600円	1.34
宮城県	53.0歳	137人	310,391円	359,500円	330,196円	—	—	—	—
国	51.5歳	2,114人	286,570円	—	328,416円	—	—	—	—
類似団体	51.2歳	4人	286,113円	307,440円	297,908円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
色麻町	—	—	—
うち調理員	3,717,358円	3,202,900円	1.16
うち用務員	5,062,684円	3,187,900円	1.59

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和元年～令和3年の3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		色 麻 町	宮 城 県	国
一般行政職	大 学 卒	1 8 5 , 2 0 0 円	1 8 9 , 6 0 0 円	1 8 2 , 2 0 0 円
	高 校 卒	1 5 4 , 6 0 0 円	1 5 5 , 7 0 0 円	1 5 0 , 6 0 0 円
技能労務職	高 校 卒	1 5 1 , 9 0 0 円	1 5 3 , 3 0 0 円	—
	中 学 卒	1 3 6 , 2 0 0 円	1 4 0 , 4 0 0 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和4年4月1日現在）

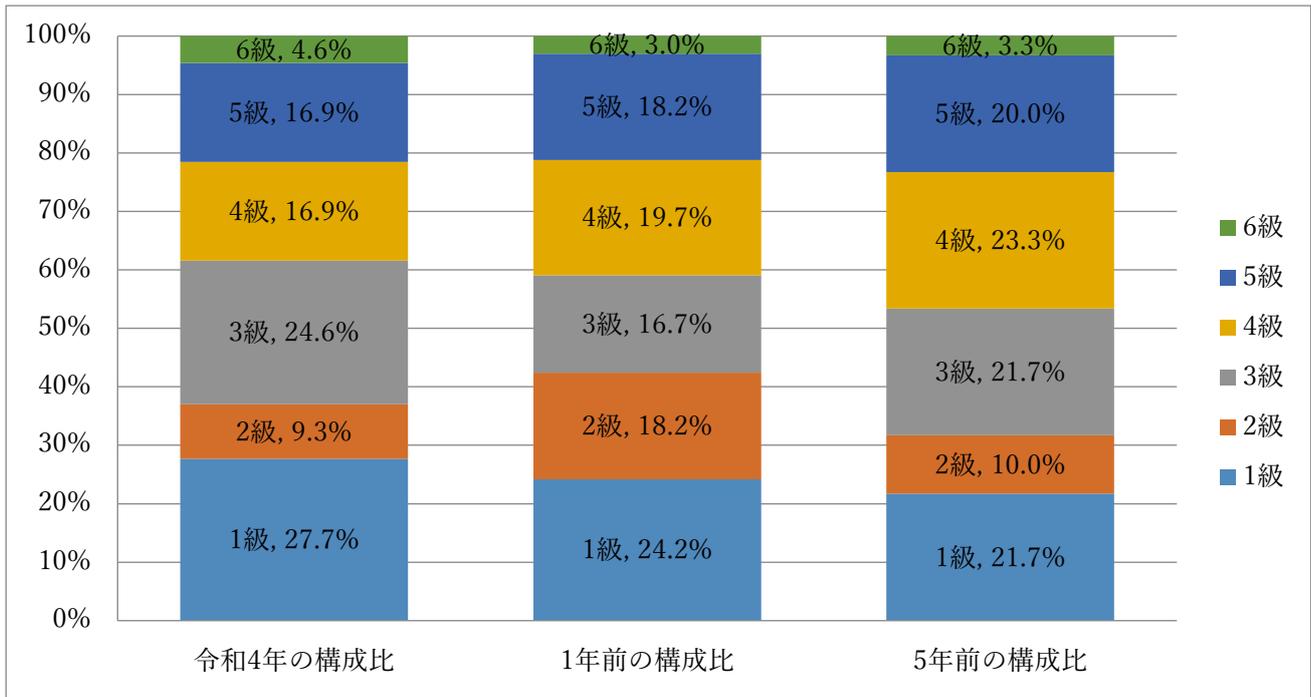
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	2 5 4 , 6 0 0 円	— 円	3 8 1 , 7 0 0 円	— 円
	高 校 卒	2 1 2 , 9 6 7 円	2 6 4 , 9 0 0 円	3 5 1 , 0 2 5 円	3 7 9 , 3 0 0 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	2 8 4 , 8 0 0 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

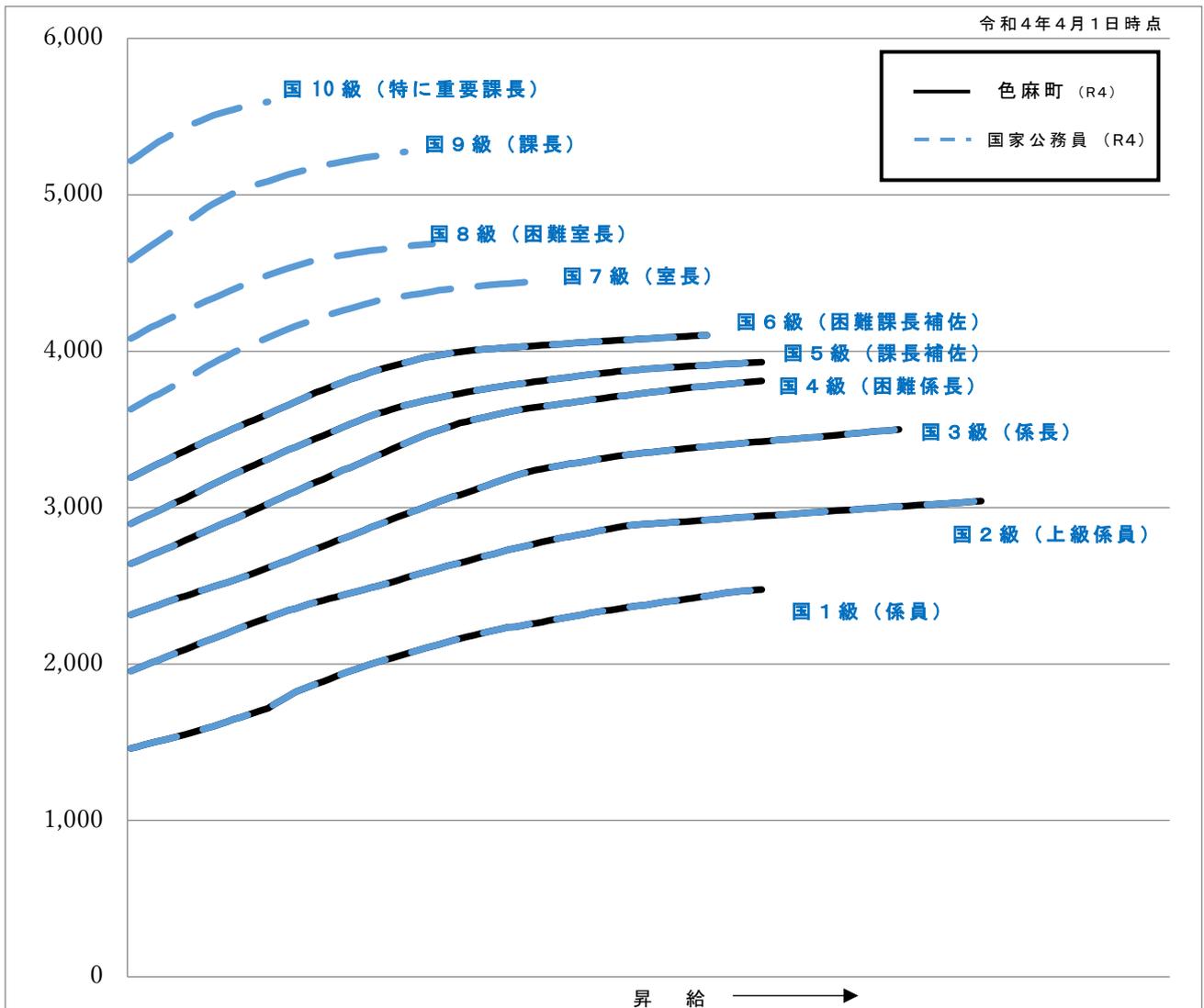
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師、栄養士、保育士、保健師及び教諭の職務	1 8 人	2 7 . 7 %	1 5 0 , 1 0 0 円	2 4 7 , 6 0 0 円
2 級	高度の知識又は経験が必要とする業務を行う主事等の職務	6 人	9 . 3 %	1 9 8 , 5 0 0 円	3 0 4 , 2 0 0 円
3 級	係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度の職務 (主幹、係長、主査)	1 6 人	2 4 . 6 %	2 3 4 , 4 0 0 円	3 5 0 , 0 0 0 円
4 級	困難な業務を処理する課の課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度の職務 (課長補佐、次長)	1 1 人	1 6 . 9 %	2 6 6 , 0 0 0 円	3 8 1 , 0 0 0 円
5 級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度の職務 (課長、局長、所長)	1 1 人	1 6 . 9 %	2 9 0 , 7 0 0 円	3 9 3 , 0 0 0 円
6 級	特に重要な業務を所掌する課の長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度の職務 (課長、局長、所長)	3 人	4 . 6 %	3 1 9 , 2 0 0 円	4 1 0 , 2 0 0 円

- (注) 1 色麻町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和4年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（色麻町）

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

色 麻 町	宮 城 県	国
1人当たり平均支給額（3年度） 1,293千円	1人当たり平均支給額（3年度） 1,647千円	—
(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 1.90月分 (1.35)月分 (0.90)月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20% 管理職加算15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20% 管理職加算10～25%

(注) 令和3年人事院勧告における支給率の0.15月引き下げ分(4.45月→4.3月)は令和4年6月期で調整。

### ○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（色麻町）

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和4年4月1日現在）

色 麻 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～20%） 1人当たり平均支給額			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～20%） 18,543千円		

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）			177千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）			176,886円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都 特別区	20%	— 人	20%
多賀城市	10%	— 人	10%
仙台市・富谷市	6%	1人	6%
名取市・利府町	3%	— 人	3%
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）			96.0 (96.0)

（注） 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。  
（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

(4) 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度決算）	19,889千円
職員1人当たりの平均支給年額（令和3年度決算）	195千円
支給実績（令和2年度決算）	11,618千円
職員1人当たりの平均支給年額（令和2年度決算）	114千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(5) その他の手当 (令和4年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶 養 手 当	1.子 10,000円 2.子以外の扶養親族 6,500円 3.扶養親族である子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円を加算	同 じ	—	9,114千円	227,850円
住 居 手 当	1.借家・借間に居住している職員 ア月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 【家賃】-16,000円 イ月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円+(【家賃】-27,000円)÷2 (限度額28,000円)	同 じ	—	4,185千円	261,562円
通 勤 手 当	1.交通機関の利用者 月額55,000円を限度に支給 2.自家用車等の利用車 使用距離(片道)に応じ、2,000円～31,600円を支給	同 じ	—	5,548千円	59,021円
管 理 職 手 当	課長等の職にある職員に支給 5級の職員 49,600円 39,600円(参事) 6級の職員 51,900円 41,500円(参事)	同 じ	—	9,011千円	600,733円
単 身 赴 任 手 当	転勤により住居を移転し、配偶者と別居して単身で生活する職員 月額30,000円+加算額	同 じ	—	— 千円	— 円
寒 冷 地 手 当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)に支給地にて在勤する職員に対して支給世帯主である職員 被扶養者のいる職員 17,800円 その他の世帯主の職員 10,200円 その他の職員 7,360円	同 じ	—	89千円	89,000円
休 日 勤 務 手 当	休日(祝日・年末年始)において正規の勤務時間に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給 支給額=勤務1時間あたりの給与額×135/100×勤務時間数	同 じ	—	— 千円	— 円
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給 支給額=1時間あたりの給与額×25/100×勤務時間数	同 じ	—	— 千円	— 円
宿 日 直 手 当	宿日直勤務を命ぜられ勤務した職員に支給 宿日直手当 4,400円 半日直手当 2,200円 (5時間未満の場合)	同 じ	—	— 千円	— 円
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要等により勤務した際に支給 1.週休日又は休日等に勤務した場合 勤務1回につき 6,000円 2.週休日等以外の日の深夜(午前0時から午前5時)に勤務した場合 勤務1回につき 3,000円	同 じ	—	273千円	182,000円
災 害 派 遣 手 当 及 び 武 力 攻 撃 災 害 等 派 遣 手 当	災害応急対策等のために国又は他の地方公共団体から派遣された職員が、住所又は居所を離れて色麻町の区域に滞在する場合に支給 支給額 1日につき最高6,620円	同 じ	—	— 千円	— 円

## 5 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 区 町 村 長	783,000円 (870,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 870,000円 / 264,000円	
	副 市 町 村 長	613,700円 (646,000円)	676,000円 / 360,000円	
報 酬	議 長	323,000円	355,000円 / 199,000円	
	副 議 長	245,000円	316,000円 / 168,000円	
	議 員	229,000円	301,000円 / 150,000円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(令和3年度支給割合) 3.35月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和3年度支給割合) 3.35月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.44	(1期の手当額) 18,374,400円	(支給時期) 任期毎
	副 市 町 村 長	給料月額×在職月数×0.26	8,062,080円	任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

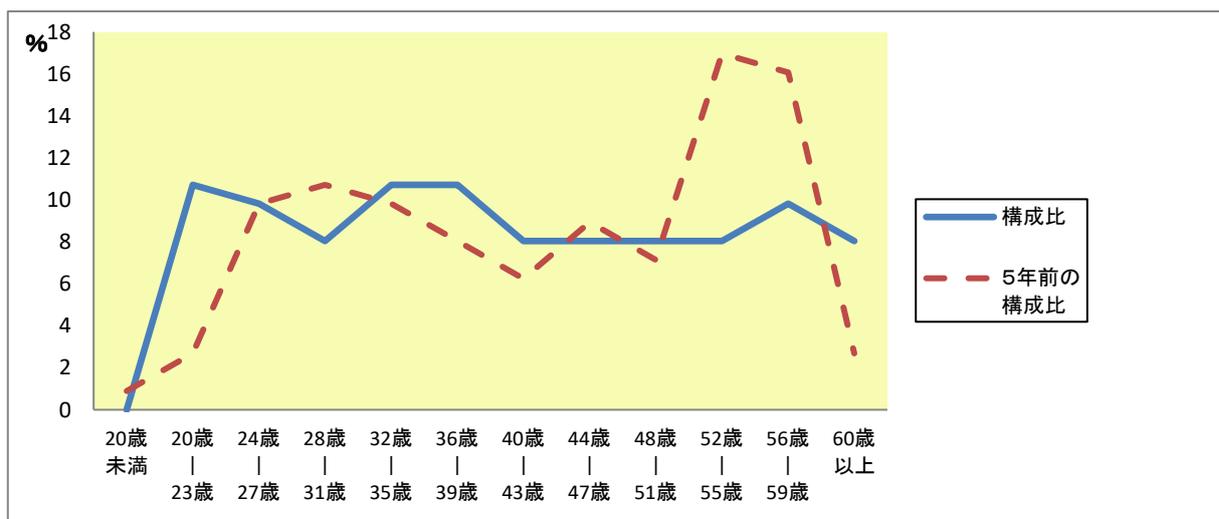
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和4年	令和3年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2人	2人	0人	※大崎市への派遣、育児休業取得者補充のための一時的な重複配置による増員
		総務	24人	22人	2人	
		税務	6人	6人	0人	
		民生	24人	25人	▲1人	
		衛生	6人	7人	▲1人	
農工商工土木		9人	11人	▲2人		
計		3人	3人	0人	※再任用短時間勤務職員への移行、他部門補充による減員	
	計		74人	76人	▲2人	<参考> 人口1万当たり職員数 113.44人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 112.81人)
	教育部門		24人	22人	2人	※昨年調査基準日以降採用者の計上、配置換えによる増員
	消防部門		—	—	—	
	小計		98人	98人	0人	<参考> 人口1万人当たり職員数 150.24人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 134.60人)
公営企業等部門	水道		3人	3人	0人	
	下水		3人	2人	1人	
	その他		8人	9人	▲1人	
	小計		14人	14人	0人	
合計			112人	112人	0人	<参考> 人口1万当たり職員数 171.70人
			[120人]	[120人]	[ ]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (令和4年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0	12	11	9	12	12	9	9	9	9	11	9	112

### (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	過去 5 年間の増減数 (率)
一般行政	76	75	77	81	76	74	▲2 (▲2.63%)
教育	22	21	20	21	22	24	2 (9.09%)
消防	—	—	—	—	—	—	— ( %)
普通会計計	98	96	97	102	98	98	0 ( %)
公営企業等会計計	14	13	14	13	14	14	0 ( %)
総合計	112	109	111	115	112	112	0 ( %)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和3年度	158,309	22,734	16,728	10.57	7.84

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村水道事業 平均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和3年度	人 3	千円 11,936	千円 1,064	千円 3,728	千円 16,728	千円 5,576	千円 6,028

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和3年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和4年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
色麻町	45.0歳	239,467円	397,116円
団体平均	45.5歳	335,492円	501,390円
事業者	—歳	—円	—円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

### ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

色 麻 町	色麻町（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（令和3年度） 1,159千円	1人当たり平均支給額（令和3年度） 1,293千円
（令和3年度支給割合） 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 （1.45）月分 （0.90）月分	（令和3年度支給割合） 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 （1.45）月分 （0.90）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### イ 退職手当（令和4年4月1日現在）

色 麻 町	色麻町（一般行政職・団体平均等）
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～20%） 1人当たり平均支給額 14,333千円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～20%） 1人当たり平均支給額 18,543千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

#### ウ 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）			— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）			— 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
東京都 特別区	20%	— 人	20%
多賀城市	10%	— 人	10%
仙台市・富谷市	6%	— 人	6%
名取市・利府町	3%	— 人	3%

#### オ 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度決算）	569千円
職員1人当たりの平均支給年額（令和3年度決算）	189千円
支給実績（令和2年度決算）	362千円
職員1人当たりの平均支給年額（令和2年度決算）	181千円

- （注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。  
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	1.子 10,000円 2.子以外の扶養親族 6,500円 3.扶養親族である子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円を加算	同じ	—	594千円	198,000円
住居手当	1.借家・借間に居住している職員 ア月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 【家賃】-16,000円 イ月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円+(【家賃】-27,000円)÷2 (限度額28,000円)	同じ	—	210千円	70,000円
通勤手当	1.交通機関の利用者 月額55,000円を限度に支給 2.自家用車等の利用車 使用距離(片道)に応じ、2,000円～31,600円を支給	同じ	—	221千円	74,000円
管理職手当	課長等の職にある職員に支給 5級の職員 49,600円 39,600円(参事) 6級の職員 51,900円 41,500円(参事)	同じ	—	—千円	—円
単身赴任手当	転勤により住居を移転し、配偶者と別居して単身で生活する職員 月額30,000円+加算額	同じ	—	—千円	—円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)に支給地にて在勤する職員に対して支給 世帯主である職員 被扶養者のいる職員 17,800円 その他の世帯主の職員 10,200円 その他の職員 7,360円	同じ	—	—千円	—円
休日勤務手当	休日(祝日・年末年始)において正規の勤務時間に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給 支給額=勤務1時間あたりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ	—	—千円	—円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給 支給額=1時間あたりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ	—	—千円	—円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられ勤務した職員に支給 宿日直手当 4,400円 半日直手当 2,200円 (5時間未満の場合)	同じ	—	—千円	—円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要等により勤務した際に支給 1.週休日又は休日等に勤務した場合 勤務1回につき 6,000円 2.週休日等以外の日の深夜(午前0時から午前5時)に勤務した場合 勤務1回につき 3,000円	同じ	—	—千円	—円
災害派遣手当及び 武力攻撃災害等派遣手当	災害応急対策等のために国又は他の地方公共団体から派遣された職員が、住所又は居所を離れて色麻町の区域に滞在する場合に支給 支給額 1日につき最高6,620円	同じ	—	—千円	—円